

令和2年度  
廿日市市  
住宅用地球温暖化対策設備  
導入促進補助金の手引き

【申請・問合せ先】

〒738-8501 廿日市市下平良一丁目11番1号

廿日市市環境産業部環境政策課

電話：(0829) 30-9132 FAX：(0829) 31-0999

申請書等の様式は、廿日市市のホームページからダウンロードできます。

トップページ≫くらしの情報≫ごみ・環境・衛生≫地球温暖化・省エネ

・ 補助金の申請をされる皆様へ ・

廿日市市住宅用地球温暖化対策設備導入促進補助金の適正な執行のため、「廿日市市住宅用地球温暖化対策設備導入促進補助金交付要綱」や本手引きをよく確認し、十分にご理解いただいた上で、補助金受給に関する手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

- 申請書類は返却いたしません。申請者（申請にあたり委任を受けた者がいるときは委任を受けた者）は、関係書類の提出前に控えをとっておいてください。
- 補助金の交付決定通知書を受け取った後に、正当な理由なく交付の事態や取り下げがあった場合には、次回以降の申請についてお断りすることがあります。  
【正当な理由の例】
  - 設備の生産が終了した。
  - 災害や事故等により設備を設置することができなくなった。
- 補助金の交付を受けた方は、本補助金を受けて設置した補助対象設備を適正に管理してください。

## 1 目的

地球温暖化防止及び環境保全意識の高揚を図るため、自ら居住する住宅に住宅用地球温暖化対策設備を新たに設置する個人に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

## 2 受付期間

次の期間内に先着順で受け付け、予算額に達した時点で受付を終了します。

令和2年4月15日（水）～令和3年1月29日（金）

※ 受付期間内であっても、予算額に達した場合は、受付を締め切ります。

## 3 受付場所

必要書類を、廿日市市役所環境政策課（廿日市市役所6階）に持参してください。

※ 書類に不備がある場合は、受理できません。

## 4 補助対象者

補助金の交付対象となるのは、市内に住所を有する、又は補助事業完了時に市内に住所を有する個人であって、自ら居住する住宅に、補助対象設備を新たに設置する者です。申請者と住宅所有者が異なる場合は、所有者の承諾が必要です。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、補助対象者となりません。

- (1) 市税（延滞金含む）の滞納がある者
- (2) 本補助金の交付を受けた者（同一世帯員を含む。）
- (3) 本補助金の交付を受けた設備が設置された住宅に居住する者
- (4) 廿日市市暴力団排除条例（平成24年廿日市市条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等である者
- (5) 補助金を法令又は公序良俗に反する行為に利用するおそれがあると認められる者

## 5 補助対象事業

補助金の交付対象となる事業（補助事業）は、市内の自ら居住する住宅に次に掲げる補助対象設備のうち1つのみを新たに設置する事業です。

ただし、住宅用エネルギー管理システム（HEMS）を、家庭用燃料電池（エネファーム）又は定置用リチウムイオン蓄電システム（蓄電池）と併せて設置する場合は、同時に補助事業とすることができます。

補助対象設備の要件は、次に掲げるとおりです。

補助対象設備	補助対象設備の要件
家庭用燃料電池 (エネファーム)	<p>次の要件を満たす設備であること。</p> <p>(1) 都市ガス等から水素を取り出し、空気中の酸素と反応させて発電させて発電させ、発電時の排熱を給湯や暖房に利用するため、燃料電池ユニットと貯湯ユニットで構成されたものであること。</p> <p>(2) 一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）による経済産業省の民生用燃料電池導入支援補助金の交付対象設備であること。</p> <p>(3) 未使用品であり、メーカーの保守サポートを受けられること。</p>
定置用リチウムイオン蓄電システム (蓄電池)	<p>次の要件を満たす設備であること。</p> <p>(1) 蓄電池部（リチウムイオン蓄電池）、電力変換装置（インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等）、蓄電システム制御装置、計測表示装置、キュービクルで構成されるシステムであること。</p> <p>(2) 壁又は床に固定するシステムであること。</p> <p>(3) 太陽光発電システム等の余剰電力を蓄電できるシステムであること。</p> <p>(4) 未使用品であり、メーカーの保守サポートを受けられること。</p>
住宅用エネルギー管理システム (HEMS)	<p>次の要件を満たす設備であること。</p> <p>(1) データ集約器、通信装置、制御装置、モニター装置及び計測装置等から構成されるシステムであること。</p> <p>(2) 電力使用量を自動で測定、表示し、エネルギー利用の効率化、最適化及び電力需要の制御を図るシステムであること。</p> <p>(3) エネルギーを作り出す機器及びエネルギーを貯める機器との接続機能を有していること。</p> <p>(4) 一般社団法人エコネットコンソーシアムの定めるECHONET Lite規格を標準搭載していること。</p> <p>(5) 未使用品であり、メーカーの保守サポートを受けられること。</p>
複層ガラス又は二重サッシ	<p>次の要件を満たす設備であること。</p> <p>(1) 複層ガラスの場合、乾燥空気又はアルゴンガス等が封入された、又は真空状態にした中間層が設けられた形で1ユニットを構成するものであること。</p> <p>(2) 外気に接する窓に設置されること。</p> <p>(3) 未使用品であること。</p>

## 6 補助対象経費

補助金の補助対象経費となるのは、次に掲げる経費です。消費税額、地方消費税額及び振込手数料は、補助対象経費にはなりません。

補助対象設備	補助対象経費
家庭用燃料電池 (エネファーム)	(1) 設備購入費(燃料電池ユニット本体、貯湯ユニット本体等) (2) 設置工事費(電気工事、安全対策等の経費及び配線、配線器具の購入費等を含む。)
定置用リチウムイオン蓄電システム (蓄電池)	(1) 設備購入費(蓄電池本体、電力変換装置等) (2) 設置工事費(電気工事、安全対策等の経費及び配線、配線器具の購入費等を含む。)
住宅用エネルギー管理システム (HEMS)	(1) 設備購入費(データ集約器、通信装置、制御装置、モニター装置及び計測装置等) (2) 設置工事費(電気工事、安全対策等の経費及び配線、配線器具の購入費等を含む。)
複層ガラス又は二重サッシ	(1) 設備購入費(複層ガラス、二重サッシ) (2) 設置工事費(既存建具の撤去費等を含む。)

## 7 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の1/10額又は次の表の掲げる上限額のうち、低い方の金額です。1,000円未満の端数は切り捨てます。対象設備が割引を受けている場合は、割引後の価格を経費として算出します。

補助対象設備	補助上限額
家庭用燃料電池(エネファーム)	70,000円
定置用リチウムイオン蓄電システム(蓄電池)	70,000円
住宅用エネルギー管理システム(HEMS)	15,000円
複層ガラス又は二重サッシ	20,000円

※ 住宅用エネルギー管理システム(HEMS)を、家庭用燃料電池(エネファーム)又は定置用リチウムイオン蓄電システム(蓄電池)と併せて設置する場合は、それぞれの補助金の額を合算します。

## 8 申請スケジュール

	申請者 (補助事業者)	廿日市市
申請 (工事開始前)	交付申請書・添付書類  設置工事着工	交付決定(不決定)通知書
変更・中止 (該当の方のみ)	変更・中止申請書  変更・中止	変更(中止)承認通知書
実績報告 (設置完了後 30 日以内)	設置工事完了  実績報告書・添付書類	現地確認  金額確定通知書
請求・支払	請求書	振込み
報告 (設置の翌月から 1 年後)	電気使用料等報告書	

## 9 書類記入上の注意

- 書類に不備、不足がある場合は、申請を受理できなかったり、補助金の支払いができなかったりしますので、申請者（代理人を定めた場合は代理人）の責任において必要書類を揃えていただくようお願いします。
- 申請書類は、パソコン入力又は黒色のボールペンで丁寧に記入してください。消えるボールペンや鉛筆の使用は不可です。
- 申請書類に押印する印鑑は、全て同一のものを使用してください。
- 申請書類の訂正には、修正テープ又は修正液は使用できません。二重線で訂正し、訂正印を押してください。
- 申請関係書類は返却しません。必要な場合は、事前にコピーを取ってください。

## 10 申請から交付までの必要書類等

### (1) 補助金の交付申請

工事着工の概ね**3週間前**までに、次の書類を提出してください。

交付申請をする前に着工した場合は、補助金の交付を受けることができませんので、ご注意ください。

(ア) 廿日市市住宅用地球温暖化対策設備導入促進補助金交付申請書（別記様式第1号）

(イ) 補助対象設備を設置する住宅の周辺図

(ウ) 補助対象設備の形状、規格、効率及び構造などが確認できるカタログ又は仕様書の写し

(エ) 工事請負契約書、請書又は発注前見積書の写し

(オ) 補助対象設備の設備購入費及び設置工事費の内訳が確認できる明細書

(カ) 補助対象設備設置前の現況カラー写真

次に掲げるカラー写真を提出してください。写真は画質が鮮明なカラー写真とし、A4用紙に印刷してください。

■ 補助対象設備を設置する場所の写真

■ 補助対象設備を設置する住宅の全景写真

※ 新築住宅に補助対象設備を設置する（申請時に住宅がない）場合は、建設予定地の写真を提出してください。

(キ) 承諾書

建物の所有者と申請者が異なる場合又は申請者以外に住宅の所有者がいる場合に提出してください。

（分譲・賃貸）マンションに設備を導入される方は、管理組合規定がある場合に提出してください。

(ク) 市税等（その延滞金を含む）の滞納がないことを証明する書類又は市税等納税状況照会承諾書

廿日市市で市税等の納税状況が確認できない方（令和2年1月1日時点で廿日市市に住民票がなかった方等）は、その時点で居住していた自治体の納税証明書を取得してください。納税証明書を提出する場合は、交付申請日の3か月以内に交付された原本を提出してください。

(ケ) 口座振替依頼書

指定する金融機関口座は、原則、申請者本人名義のものに限ります。

(コ) 委任状

申請者本人以外の方が申請に来られる場合に提出してください。

(サ) その他市長が必要と認める書類

## **〔2〕補助金の交付決定**

市では、書類審査（必要に応じて現地確認）を行い、補助金の交付を決定したときは、その旨を廿日市市住宅用地球温暖化対策設備導入促進補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により通知します。

また、補助金を交付しない決定をしたときは、その旨を廿日市市住宅用地球温暖化対策設備導入促進補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により通知します。

## **〔3〕補助事業の実施**

工事の着工は、この交付決定通知書に記載のある交付決定日以降に行ってください。補助金交付決定通知書に記載された交付決定日より前に着工した場合は、補助金の交付を受けることができません。

【周辺環境への配慮のお願い】

補助対象設備によっては、低周波音を含む騒音や振動が発生し、周辺の生活環境に影響を及ぼす可能性があります。補助対象設備を設置する際には、事前に販売業者や設置業者とよく相談した上で、周辺への影響を未然に防止するよう十分な配慮をお願いします。

## **〔4〕補助事業の変更・中止**

補助金の交付決定後、設備や経費の変更等を行なう場合又は補助事業を中止する場合は、必ず事前に相談し、廿日市市住宅用地球温暖化対策設備導入促進補助金事業（変更・中止）承認申請書（別記様式第4号）を提出してください。

変更工事後の変更申請は、原則認められません。

## **〔5〕補助事業の実績報告**

補助事業が完了した日の翌日から30日を経過した日又は令和3年2月26日（金）のいずれか早い日までに、次の書類を提出してください。

【全ての設備に共通のもの】

（ア） 廿日市市住宅用地球温暖化対策設備導入促進補助金事業実績報告書（別記様式第6号）

（イ） 領収書等の写し（領収年月日、債権者名、支払者名、金額、支払内容が記載されているもの）

※ 領収書の金額が補助対象外の設備と一括したものの場合は、補助対象設備の内訳が確認できる明細を添付してください

（ウ） 明細書（補助対象設備の購入費及び工事費の内訳が確認できるもの）

（エ） 補助対象設備設置後の現況カラー写真

※ 次に掲げるカラー写真を提出してください。写真は画質が鮮明なものとし、A4用紙に印刷してください。

■ 補助対象設備の全景写真

■ 補助対象設備の製造業者名及び型式番号が確認できる写真



■ 補助対象設備を設置した住宅の全景写真

- (オ) 補助事業者の住民票の写し（実績報告書を提出する日から3か月以内に発行された住民票）  
※ 個人番号（マイナンバー）が入っていないものを取得してください。
- (カ) その他市長が必要と認める書類

【家庭用燃料電池、定置用リチウムイオン蓄電システム、住宅用エネルギー管理システム】

- (キ) 保証書等の写し、又は設置した装置が未使用品であり、メーカーの保守を受けることが確認できる書類の写し  
※ 保証書は、製造業者名及び型式番号が明記されているものを提出してください。

【複層ガラス又は二重サッシ】

- (キ) 納品書又は対象設備が新たに設置されたものであることを証明できる書類の写し  
※ 製造業者名及び規格がわかるものを提出してください。

#### **〔6〕補助金額の確定**

市では、書類審査及び現地確認を行い、補助金額を確定して廿日市市住宅用地球温暖化対策設備導入促進補助金確定通知書（別記様式第7号）により通知します。

必要書類の提出がないなど、補助事業の内容を確認できない場合は、補助金額の確定等が行えず補助金の支払いができないことがあります。

設置した対象設備が敷地外から確認できない場合は、設備を確認させていただくため、予告なく訪問することもあります。

#### **〔7〕補助金の交付請求**

補助金確定通知を受け取ったら、その内容に基づいて速やかに廿日市市住宅用地球温暖化対策設備導入促進補助金交付請求書（別記様式第8号）を提出してください。

金額を訂正しなければならない場合は、訂正印によるものでなく、新しい用紙に記入し直してください。

補助金交付申請時に提出した口座振替依頼書の金融機関口座や住所に変更がある場合は、再度、口座振替依頼書を提出してください。

#### **〔8〕補助金の支払い**

補助金交付請求書の受領から30日以内に、補助金交付申請時に提出された口座振替依頼書に記載の口座に振り込みます。

## 〔9〕状況報告

補助金の交付を受けた方は、補助対象設備を設置した翌月から1年間の電気使用量等について、報告書の提出に協力をお願いします。

### 1.1 設備の管理について

補助金の交付を受けた方は、本補助金を受けて設置した補助対象設備を適正に管理してください。また、設置の日から起算して、耐用年数を経過するまでは、補助対象設備を、市長の承認を受けずに補助金の交付目的に反して廃棄し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、又は担保に供さないでください。

補助対象設備	耐用年数
家庭用燃料電池（エネファーム）	6年
定置用リチウムイオン蓄電システム（蓄電池）	6年
住宅用エネルギー管理システム（HEMS）	5年
複層ガラス又は二重サッシ	10年

耐用年数より前に市長の承認なくこれらの行為を行った場合は、補助金交付決定を取り消し、廿日市市住宅用地球温暖化対策設備導入促進補助金交付決定（一部）取消通知書（別記様式第9号）によって通知し、補助金の返還を求められます。

不具合等により、耐用年数より前に補助対象設備を交換しなければならない場合は、機器を交換する前に、廿日市市住宅用地球温暖化対策設備導入促進補助金事業（変更・中止）承認申請書（別記様式第4号）を提出し、変更内容等について承認を受けてください。

市長の承認を受けるには、廿日市市住宅用地球温暖化対策設備導入促進補助金補助対象財産処分承認申請書（別記様式10号）を提出してください。